

## 第1編 自己紹介編 (1) (出版・論文)

### 第1章 弁護士坂和章平のホームページ

⇒ ホームページアドレス [www.sakawa-lawoffice.gr.jp](http://www.sakawa-lawoffice.gr.jp)

#### ホームページ目次

1. 坂和総合法律事務所の概要  
―― 坂和総合法律事務所ってどんなところ？
2. 求人・採用  
―― 就職希望の方へ
3. 事件紹介  
―― 阿倍野再開発・モノレール訴訟・門真土地区画整理事業など
4. 講演、講義  
―― 弁護士坂和章平が行なった大学・各種団体等での  
講義・講演・シンポジウムなどを掲載
5. 著書 (単著・共著)  
―― 弁護士坂和章平が出版した著書を紹介
6. 論文・小論文など  
―― 弁護士坂和章平が雑誌等で発表した論文や小論文を紹介
7. その他読み物 (随想・コラムなど)  
―― 弁護士坂和章平が書いたさまざまなコラム。小稿など
8. 新聞掲載のページ  
―― 弁護士坂和章平の新聞掲載記事を紹介
9. 坂和章平による映画の採点と評論  
―― すごい本数。そして映画評論も充実…。
10. 趣味のページ  
―― 1) フィットネス 2) ゴルフ 3) 映画  
4) ミュージカル・演劇・落語会 5) 将棋 6) カラオケ  
7) レコード 8) 旅行記 9) 交遊録  
と多趣味な弁護士の趣味のページ。旅行記などは内容充実…。

## 第2章 自己紹介

### 第1 経歴

1. 昭和24年、愛媛県松山市生まれ。中学・高校を松山で過ごす。  
(1) 松山は司馬遼太郎「坂の上の雲」の舞台  
明治日本の秋山好古・真之兄弟+正岡子規を主人公としたベストセラー  
(2) 人口30万人の地方都市の良さ  
・道後温泉 ・きれいな街 (城山・観光地)  
・便利 (買物、映画、遊び) ・社会資本充実 (学校など)

(3) 進学校 (6年制一貫教育、男子校) の良いところ・悪いところ

2. 昭和42年 阪大法学部入学、昭和46年 阪大法学部卒業。  
―― 17歳のころ

- (4) 70年安保の時代 (佐藤首相訪米阻止)
  - (5) 学生運動 (全学封鎖、東大安田講堂事件) - ビラ作りとアジ演説
  - (6) 団塊の世代
3. 司法試験の勉強 (独学)

昭和45年1月26日 (21歳の誕生日) ~ 46年10月 (1年半)

4. 昭和47年 司法修習生 (26期)、昭和49年 大阪弁護士会登録。

⇒ ①公害問題 ②消費者問題 ③都市問題

### 第2 坂和弁護士の仕事内容

1. 一般の弁護士業務は一般民事中心。事件数は多い。
2. ライフワークは都市問題・都市計画・まちづくりの領域。
3. 執筆活動 (出版、論文、映画評論)
4. 講演 (まちづくり、交通事故、保険、法律問題一般など)
5. 坂和法律事務所独自の仕事システム (事務局の重視) —— 事務局提要 (HP参照)

6. 司法改革とのかねあい —— 法曹人口の拡大、ロースクールとの関連

### 第3 坂和弁護士の趣味

1. 将棋 (教育TV日曜日朝10:00~12:00)
2. カラオケ (ナツメロ、演歌から、あゆ、鬼束、Kinki、ZONE、島谷ひとみ、BoA、I wish、shelaまで)
3. 映画、演劇、ミュージカルの鑑賞+映画評論  
・ジョン・グリシャム原作 リーガルサスペンス映画の面白さ  
「法律事務所」、「ペリカン文書」、「依頼人」、「評決のとき」、  
「レインメーカー」、「相続人」など。  
・平成15年  
―― 「シカゴ」vs「ギャング・オブ・ニューヨーク」vs「戦場のピアニスト」

4. ゴルフ
5. フィットネス通い (自転車、ステップ、マラソン)
6. 旅行 (記) (大連、西安、敦煌)
7. 友人、依頼者との食事会や飲み会

### 第4 情報収集 (アンテナ張り) の重要性

1. 新聞 (朝日、日経、読売、毎日、産経) のスクラップ
2. 弁護士以外の業種 (コンサル、朝日21スクエア、各種企業) との交流
3. 趣味の付き合いからの情報

## 第3章 都市問題に関する主な出版

### 第1 経過

1. 平成7年4月 『ルートは誰が決める? ——大阪モノレール訴訟顛末記』出版
2. 昭和60年 『苦悩する都市再開発』出版 (共著)
3. 平成元年2月 『阿倍野再開発訴訟の歩み』出版 (共著)
4. 昭和62年7月 『岐路に立つ都市再開発』出版 (共著)
5. 平成2年3月 『都市づくり・弁護士奮闘記』出版
6. 平成7年8月 『震災復興まちづくりへの模索』出版 (共著)
7. 平成8年5月 『まちづくり法実務体系』出版 (共著)
8. 平成12年7月 『実況中継まちづくりの法と政策』出版
9. 平成13年7月 『Q & A 改正都市計画法のポイント』出版 (共著)

10. 平成14年9月 『実況中継まちづくりの法と政策II』出版
11. 平成13年6月 『SHOW-HEYシネマルームI』出版
12. 平成15年7月 『わかりやすい都市計画法の手引(加除式)』出版
13. 平成15年8月 『社会派熱血弁護士映画を語る  
SHOW-HEYシネマルームII』出版
14. 平成15年9月 『注解マンション建替え円滑化法  
(付)改正区分所有法等の解説』出版

## 第2 その評価

平成13年5月

日本都市計画学会「石川賞」受賞

(「弁護士活動を通じた都市計画分野における顕著な実践および著作活動」)

日本不動産学会「実務著作賞」受賞(『実況中継まちづくりの法と政策』)

## 第4章 都市問題に関する主な論文

第1 都市問題一般

第2 再開発コーディネーター協会雑誌『再開発コーディネーター』連載分

第3 阪神大震災関係

第4 ロースクール用公法テキスト

## 第5章 都市問題に関する主な講義、講演

第1 大学での講義、講演、シンポジウム、研究会

第2 弁護士会関係

第3 各種学会

第4 各種団体

## 第6章 その他の主な出版

平成14年5月10日『法社会学への誘い』出版(共著)「第9章 陪審制」担当

平成15年 月 『改正区分所有法・建替え事業法の解説』出版(共著)

「第2章 建替事業の個人施行」、

「第3章 権利変換手続による関係権利の円滑な移行」担当

## 第2編 自己紹介編(2)(実践)

### 第1章 都市再開発問題についての活動

第1 大阪モノレール訴訟への取り組み(昭和57年~平成6年)

1. 大阪モノレール訴訟とは

- (1) モノレールの都市計画上の位置づけ
- (2) そのための手続きはどのようにしているのか
- (3) 住民参加の内容 ―― 公聴会、意見書提出の機能
- (4) 問題点は、「なぜS字にするのか」ということ

2. 不服を言うための手続きは?

- (1) 土地収用裁決に対して取消訴訟
- (2) 再開発なら権利変換処分に対して取消訴訟
- (3) 区画整理なら仮換地指定に対して取消訴訟

3. 事業認可の段階になれば成熟性はOK。さて、どうするか。

- (1) 都市計画決定取消訴訟をやる(却下覚悟で)
- (2) 認可されたらその取消訴訟をやる
- (3) その他、あらゆる訴訟をやる。
- (4) 抵抗するなかで何らかの修正を目指す

4. 争点

行政の都市計画決定、事業計画決定の(不)合理性 = 裁量権の範囲

### 第2 大阪駅前研究会への取り組み

1. 昭和59年5月 第2ビル問題発生

⇒ 前代未聞の「商人デモ」

2. 検討点

都市再開発法の規定する市街地再開発事業の独立採算性の問題点の研究

### 第3 阿倍野再開発訴訟への取り組み

1. 阿倍野再開発をめぐる社会情勢(昭和59年頃)

2. 何をしたか

- (1) 都市計画決定取消訴訟
- (2) 事業計画決定取消訴訟

3. 争点

- (1) 二種事業の事業計画決定の争訟成熟性はあるか?
- (2) 行政処分性はあるか?

### 第4 弁護士業務の一部としての都市問題(まちづくりの相談)の展開

1. 再開発問題、区画整理問題、マンション建設反対等の都市問題は全国各地いたるところにある

2. 坂和のスタンスは何でも反対ではない。

「権利者住民は勉強しろ、そして自分の合理的意見をもて、出せ」

というもの。典型的な活動は芦屋での震災復興区画整理事業によるまちづくり

3. 具体的活動は

- (1) 「考える会」をつくれ、勉強会の支援
- (2) 訴訟依頼
- (3) どこかで和解狙い ―― 現実的判断が必要

### 第5 再開発コーディネーター協会「有識者懇話会」の開催(平成13年5月、7月)

1. 再開発をとりまく状況のきびしさ

2. 再開発プランナー資格のあり方

3. 今後のまちづくりのあり方

### 第6 近時の事件

1. 久居駅前再開発問題(調停申立) <第3編参照>

- (1) 平成12年5月調停申立(津簡裁)  
保留床の売れ残り、第三セクターの機能麻痺  
⇒ 再開発組合の解散ができない。

- (2) 平成13年9月29日久居で講演会開催

2. 津山再開発問題(大幅赤字、ビル建設費等未払い)

- (1) 平成13年10月15日、12月15日賦課金決議
- (2) 平成14年1月21日総会決議無効確認訴訟

3. 第二京阪道路 環境にやさしい道路建設を求める調停

⇒ 平成13年9月4日調停申立

## 第2章 震災復興まちづくりの活動（1995・1・17）

- 第1 災害と都市計画法の現状
- 第2 坂和の活動の経過
- 第3 復興まちづくりを考える
- 第4 震災復興まちづくりを契機とした都市計画法の検討
- 第5 復興まちづくりの特徴その1 ―― まち協論
- 第6 復興まちづくりの特徴その2 ―― 専門家の役割
- 第7 芦屋中央地区まちづくり協議会活動の実践からの教訓

## 第3編 都市法編（1）（全般）

### 第1章 日本の都市法制のしくみ―まちづくり法の複雑性と難解性

#### 第1 参考書

- ① 坂和章平（共著）『まちづくり法実務体系』（平成8年 新日本法規）
- ② 坂和章平『実況中継 まちづくりの法と政策』（平成12年 日本評論社）
- ③ 坂和章平『実況中継 まちづくりの法と政策PART II』（平成14年 日本評論社）

#### 第2 母なる法「都市計画法」を中心とした膨大な数の法律（プラス政令、通達、要綱） 図は省略します

#### 第3 その特徴

1. 絶対的土地所有権
2. 線引き、色塗り、数値による都市計画
  - 都市計画区域（973万ha） 市街化区域（142万ha）  
市街化調整区域（377万ha）  
白地区（451万ha）  
都市計画区域外（2805万ha） <平成9年3月末現在>

（但し、平成13年3月末現在、都市計画区域987万ha、市街化区域143万ha、市街化調整区域377万ha）

- 地域地区（用途地域、特別用途地区）
- 容積率、建ぺい率、高さ制限、斜線制限

#### 3. 国家主導の都市計画

#### 4. メニュー追加方式（メニューの洪水）

#### 第4 西欧の都市法制との対比

##### 1. キーワード

- 建築不自由の原則（ドイツ） ⇔ 建築自由の原則（日本）
- 「計画なければ開発なし」  
「Fプラン（土地利用計画）・Bプラン（地区詳細計画）」（ドイツ）
- 「成長管理政策」の成功（アメリカ）

##### 2. 西欧と日本の都市法理念の対比

	西 欧	日 本
都市開発	公共的計画的規制と介入	市場原理・民間資本の利潤 追及
規制の目的	居住と生活の場としての 都市の形成	成長型・経済開発型
規制の理念	社会的平等・社会的 公正	土地の有効・高度利用
民活・規制緩和	部分的・例外的	主 流

### 3. 日本のまちづくりの特徴

- ① 土地神話（土地は値下がりしない）
- ② スクラップアンドビルド方式
- ③ 東京一局集中・都市部集中・スプロール
- ④ 都市づくりへの住民参加の欠如
- ⑤ 再開発はすべて経済的再開発（駅前・商業再開発）
- ⑥ 官と民の協調悪い

#### 第5 現代アメリカの都市計画（大野輝之著 平成9年 学芸出版）

##### 1. 平成4年 映画「遙かなる大地へ」公開（主演：トム・クルーズ）

（19世紀末、アイルランドの貧しい小作人の家に生まれた主人公が、アメリカでは誰でも土地を手に入れることができると聞いて渡米するというストーリー）

⇒ 「自由の国・アメリカ」、「土地の自由な所有と利用」

##### 2. その大転換

- （1） 19世紀末から20世紀初頭にかけては、近代都市計画が誕生し確立した時期
- （2） 1960年代末から1980年代にかけての10数年間は、近代都市計画の枠組みではとらえられない、いわば「現代都市計画」ともいべきものの新たな展開が行われた時期

##### （3） 「成長管理政策」の成功

## 第2章 都市法（まちづくり法）体系化の試み

### 第1 総論 ―― まちづくり法を体系化することの意味

### 第2 各論

### 第3 近時の都市法についての刺激的な著書

## 第3章 都市法の時代区分 ―戦後日本の都市法制のあゆみ

### 第1（1全総）（昭和37～43年）

- 池田勇人内閣 ―― 所得倍増計画  
高度経済成長の時代  
拠点開発方式・重化学コンビナート・新産都市  
昭和30年代後半から公害問題を中心とした都市問題噴出  
⇒ 戦後最初の地価高騰

### 第2（2全総）（昭和44年～52年）

昭和43年 自民党田中角栄「都市政策大綱」発表  
⇒ 日本で最初の都市政策  
⇒ 「日本列島改造論」へ 都市計画法全面改正  
○昭和43、44年 都市三法 建築基準法改正 都市再開発法制定

⇒ 戦後2回目の地価高騰、乱開発、公害問題深刻化

### 第3 (3全総) (昭和52年~58年)

大平正芳内閣 —— 低成長、定住圏構想、地方の時代  
オイルショック (昭和48年)

都市問題解決の方向 (内省の時代)、地価高騰抑制

日影規制導入、条例による上の上せ・横出し規制

昭和55年 都市三法の改正 (地区計画、日影規制)、乱開発の防止

### 第4 (4全総) (昭和58年~)

中曽根康弘内閣 —— アーバン・ルネッサンス (都市復興)

⇒ 内需拡大、規制緩和、民活路線推進

### 第5 バブル時代の土地対策

(1) 昭和62年10月16日「緊急土地対策要綱」—— 地価高騰への対処法  
(昭和62年9月NHK「土地はだれのものか」放映)

土地取引の適正化

○投機的取引の規制 —— 監視区域の制度創設

○不動産業者の指導

○金融機関への指導 (不動産融資の総量規制)

(2) 昭和63年6月28日 —— 「総合土地対策要綱」 (閣議決定)

5つの基本的認識

○土地の所有には利用の責務が伴う

○土地の利用に当たっては公共の福祉が優先する

○土地の利用は計画的に行わなければならない

○開発利益はその一部を社会に還元し、社会的公平を確保すべき

○土地の利用と受益に応じて社会的な負担は公平に負うべき

(3) 土地基本法の制定 (平成元年12月)

① 理念法か実定法か ⇒ 理念法

② 土地所有権論争不十分 ⇒ 政策的立法

③ 土地利用計画の位置づけ不十分

### 第6 土地基本法後の立法

都市計画法、建築基準法の大幅改正 (平成4年6月)

(1) 用途地域を細分化 (8→12)

⇒ 施行から3年以内に用途地域の見直し、指定替

(2) 誘導容積制度 (目標容積率と暫定容積率を区分して設定)

(3) 市町村まちづくりマスタープランを創設

(4) 地区計画制度の拡大 (市街化調整区域への)

(5) 都市計画区域外での建築規制その他

### 第7 バブル崩壊 (平成2年夏) 以降の土地問題 ⇒ 平成2年夏以降 「バブル経済崩壊」

### 第8 細川内閣の誕生と土地政策

平成5年7月総選挙 —— 細川連立内閣成立 (8月) ~平成6年4月

(1) 政・官・財のトライアングルによる癒着の暴露 (とくに建設業界)

⇒ 政治改革、行政改革 (許認可の削減等) の推進

⇒ 中央集権機構を解体し、本当の民主主義の実現を目指す

(2) 地方分権の提唱 (国家高権から真の地方分権へ)

上からのマスタープラン ⇒ 下からのマスタープラン

### 第9 橋本龍太郎政権の登場

(1) 橋本「行政改革」

① 平成8年10月 総選挙

② // 11月 橋本首相、行政改革会議設置

③ 平成9年12月 最終報告 (1府12省庁)

④ 平成10年6月 中央省庁改革基本法成立 (平成13年に新体制)

⑤ // 中央省庁等改革推進本部発足 (本部長 橋本首相)

⑥ // 7月 参院選挙 自民党大敗、橋本退陣、小渕内閣発足

⇒ 行政改革実施をめぐる政と官の攻防

⑦ 平成11年7月 中央省庁改革関連法可決成立

⑧ 平成13年1月 中央省庁再編、1府12省庁

(2) 橋本「地方分権」

① 平成7年5月 地方分権推進法制定

② // 7月 地方分権推進委員会発足

⇒ 1~5次の勧告 (機関委任事務の廃止、補助金見直し)

③ 平成10年5月 地方分権推進計画を閣議決定

④ 平成11年7月 地方分権推進一括法案可決、成立

⑤ 平成12年4月 地方分権一括法施行

○機関委任事務の廃止 ⇒ 自治事務と法定受託事務に分類

○都市計画の権限を市町村に大幅に委譲

○法定外目的税の創設が「許可制」から「同意を要する協議」に

⇒ 石原都知事、銀行への「外形標準課税」

北川三重県知事「産業廃棄物埋立税」

(3) 土地政策の大転換

① 新総合土地政策推進要綱の閣議決定 (平成9年2月)

土地対策の目標 —— 地価抑制から土地の有効利用へ転換

・土地有効利用の促進 低、未利用地の利用促進

密集市街地の再整備の促進等

良質な住宅・宅地の供給の促進による土地有効利用

・土地取引の活性化の促進

・土地政策の総合性・機動性の確保

② 都心居住拡大を目指す「高層住居誘導地区」の創設

(最高400%→600%の容積率の緩和) (平成9年6月)

③ 密集新法制定 (平成8年5月)

④ 定期借家権が議員立法により成立 (平成11年12月)

### 第10 橋本退陣~小渕内閣~森内閣

(1) 平成10年7月 参院選挙 自民党大敗・橋本退陣、小渕恵三内閣成立

○経済危機、金融危機、日本沈没の危機、経済再生内閣

○平成10年10月 金融再生法案が成立

- 平成11年4月 石原慎太郎東京都知事誕生
  - (2) 平成11年10月 小淵改造内閣発足 ⇒ 「自公」連立政権の発足
  - (3) 平成12年4月 自由党分裂(保守党の誕生)(小沢一郎連立離脱)
  - (4) 小淵総理緊急入院(平成12年4月2日) ⇒ 死亡 ⇒ 内閣総辞職  
⇒ 森内閣発足(平成12年4月5日)(5人組)(自公保連立政権)
  - (5) 平成12年6月 衆議院総選挙  
⇒ 自公保維持(とりあえず変化なしの選択)
  - 平成12年10月 田中康夫長野県知事誕生
  - // 年11月 加藤紘一の反乱(加藤政局)発生 ⇒ 収束
  - 平成13年4月6日 「緊急経済対策」を決定
    - ①金融再生と産業再生 ②証券市場の構造改革 ③都市再生・土地の流動化
    - ④雇用の創出とセーフティネット ⑤税制
- 第11 小泉内閣の発足(平成13年4月) ⇒ 後述のとおり

## 第4章 都市計画(法)の基本構造

### 第1 都市計画とは

1. 一覧表(☆は制定当初から存在するもの)

図は省略します

2. 地域地区の種類
3. 用途地区の種類(3→7→12)
4. 特別用途地区

### 第2 規制、誘導、事業の三つの手法

### 第3 用途規制と形態規制(集団規制)(建築基準法48条~60条)

- ①容積率、②建ぺい率、③高さ規制、④最低敷地面積、⑤日影規制

### 第4 都市計画事業 —— 都市施設(法11条)、市街地開発事業(法12条)を実施するもの

1. 都市計画制限 —— 弱い建築制限(法53条)、買取請求(法56条)、先買い等(法57条)、損失補償なし
2. 事業制限 ———— 強い建築制限(法65条)、買取請求(法68条)、先買い等(法67条)、損失補償なし

### 第5 1. 市街地開発事業等予定区域(法12条の2)

- 強い建築制限(法52条の2)、先買い等(法52条の3)、買取請求(法52条の4)、損失補償(法52条の5)

### 2. 促進区域(法10条の2)

### 3. 遊休土地転換利用促進地区(法10条の3、58条の4~11)

### 第6 施行予定者

#### 1. 施行予定者を定められる場合

- ① 市街地開発事業等予定区域の都市計画(法12条の2第2項)(必ず定める)
- ② 市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画(法12条の3第1項)

- ③ 都市計画施設の都市計画(法11条5項)、市街地開発事業の都市計画(法12条5項)

#### 2. 市街地開発事業等予定区域(法12条の2)、

施行予定者が定められている都市計画施設の区域等(法57条の2参照)

⇒ ① 3年以内に都市計画決定(法12条の2第4項)

② その後2年以内に都市計画事業の認可、承認の申請(法60条の2)

⇒ 事業制限(法65条)並みの強い建築制限(法52条の2、57条の3)、先買い等(法52条の3、57条の4)、買取請求(法52条の4、57条の5)、損失補償(法52条の5、57条の6)

### 第7 地区計画(法12条の4~12)

### 第8 風致地区(法58条)

## 第5章 個別法

### 第1 都市再開発法によるまちづくりとは

### 第2 土地区画整理法によるまちづくりとは

### 第3 地区計画とは何か

### 第4 密集市街地整備法によるまちづくり

## 第4編 都市法編(2)(近時の動き)

### 第1章 1968年都市計画法の成立(近代都市法の成立)

### 第2章 平成4年改正法

### 第3章 地方分権一括法の成立(平成10年)と平成11年改正

### 第4章 平成12年改正法

#### 第1 都市計画のマスタープランの充実

#### 第2 都市再開発方針等

#### 第3 線引き制度の選択制

#### 第4 開発許可制度の見直し

#### 第5 良好な環境の確保のための制度の充実

- ① 小規模な風致地区についての都道府県から市町村への権限委譲
- ② 特定用途制限地域制度の創設
- ③ 白地地域における容積率、建ぺい率等のメニュー増と強化

#### 第6 既存市街地の再整備のための新たな制度の導入

- ① 商業地域における特例容積率適用区域制度の創設
- ② 立体的な都市計画の決定手法の導入
- ③ 地区計画の決定要件に係る改正
- ④ 建ぺい率制限の合理化

#### 第7 都市計画区域外における開発行為及び建築行為に対する規制の創設

- ① 準都市計画制度の創設
- ② 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域における開発許可制度の適用

#### 第8 都市計画の決定システムの合理化と住民参加の促進

- ① 都市計画の案の作成における都道府県と市町村の役割の明確化
- ② 地区計画等に対する住民参加手続の充実
- ③ 都市計画の案の縦覧の際の理由書の添付

## 第5章 都市再生特別措置法（小泉都市再生）

- 第1 目的
- 第2 都市再生本部
- 第3 都市再生基本方針、地域整備方針
- 第4 民間都市再生事業計画の認定
- 第5 都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例
- 第6 10年以内の見直し

## 第6章 平成14年法

- 第1 まちづくりに関する都市計画の提案制度の創設  
まちづくりに関する都市計画の提案制度のフロー  
図は省略します
- 第2 用途地域における容積率等の選択肢の拡充
  1. 容積率の選択肢の拡充（容積率制限）
  2. 建ぺい率の選択肢の拡充（建ぺい率制限）
  3. 敷地規模の最低限度の拡充（敷地規模制限）
  4. 高さ制限の選択肢の拡充（斜線制限）
  5. 日影規制の選択肢の拡充（日影制限）
- 第3 容積率制限等を迅速に緩和する制度の導入
  - ① 総合設計制度等における審査基準を定型化し、許可を経ずに、建築確認の手続きで迅速に緩和できる制度の導入
  - ② 複数棟からなる開発プロジェクトを円滑・迅速に実現することを目的とする、総合設計制度と一団地認定制度の手続の一本化
- 第4 地区計画制度の見直し
  - ① 住宅地高度利用地区計画・再開発地区計画の廃止と地区計画への統合
  - ② 従来の住宅地高度利用地区計画・再開発地区計画の代替としての再開発等促進区の設定
  - ③ 合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を目的とする地区整備計画の設定（高度利用型地区計画の創設）
  - ④ 条例による用途地域制限の緩和
  - ⑤ 地盤面の上にある通路等の地区施設を定めた場合の建ぺい率制限の緩和
  - ⑥ その他地区計画における地区整備計画の特例に係る規定の整理

## 第7章 法律と条例（自主条例・委任条例）（略）

## 第5編 判例編

### 第1章 都市計画法に関する代表判例

- 第1 土地区画整理事業の事業計画決定  
最判昭和41年2月23日（青写真判決）
- 第2 地域地区の都市計画決定  
最判昭和57年4月22日（工業地域、高度地域）
- 第3 地区計画の決定と抗告訴訟の対象  
最判平成6年4月22日（対象となる処分には当たらないとして訴えを却下）
- 第4 市街地再開発事業の事業計画決定（阿倍野再開発2種事業）
  - 第1審 大阪地判昭和61年3月26日
  - 第2審 大阪高判昭和63年6月26日
  - 最高裁 最判平成4年11月26日
- 第5 市街地再開発事業の事業計画決定（1種事業）
  - 福岡地判平成2年10月25日（千代町）
  - 大阪地判昭和55年11月28日（寝屋川第1審）
  - 大阪高判昭和56年9月30日（寝屋川第2審）
  - 神戸地判昭和61年2月12日（六甲道）

### 第2章 近時の注目判例

#### 第1 国立マンション事件

- 「20m超す部分 撤去命令」（朝日新聞 平成14年12月18日）
1. 1審 東京地判平成14年2月14日（藤山雅行裁判長）  
高さ20mに制限する市条例や地区計画は無効、4億円の損害賠償を認容。
  2. 2審 東京高判平成14年6月7日（逆転）  
市民側の訴えを不合法として却下。
  3. 東京地判平成14年12月18日  
高さ20mを超える部分（7階以上）について、景観利益を理由に撤去を命じる画期的判決。
- #### 第2 小田急高架事業取消事件
- 東京地判平成13年10月3日  
行政庁の許認可を争う取消訴訟において、現実に許認可が取り消された数少ない取消判決。すでに約7割の工事が完成し、工事進行中の公共事業の事業認可を取り消した。
- #### 第3 宝塚パチンコ条例事件
- 「独自条例なぜ無力」（読売新聞 平成14年7月16日）
1. 1審 神戸地判平成9年4月28日
  2. 2審 大阪高判平成10年6月2日  
市側の提訴を有効と認めた上で、市条例は違法と判示。
  3. 最判平成14年7月9日  
国や地方自治体が国民に行政上の義務の履行を求める訴えは、裁判の対象にならない。
- #### 第4 開発許可（原告適格）
1. 最判平成4年9月22日（もんじゅ事件）  
行政事件訴訟法9条が定める取消訴訟の原告適格についてのリーディングケース
  2. 最判平成9年1月28日  
がけ崩れのおそれがある土地等を開発区域内に含む開発許可について、近接住民に原告適格を認めた。

## 第6編 破綻する都市再開発

### 第1章 問題点の所在、構造

#### 第1 都市再開発法の基本構造

1. 独立採算制  
「市街地再開発事業に要する費用は、施行者の負担とする。」（再119条）
2. 権利床の他に保留床を生み出して、これを売却して事業費に充てる。

- ⇒ 地価の影響をもろに受ける。
  - ⇒ 地価高騰の時は、再開発事業は「うち出の小づち」しかし、地価が下落すると…。
  - 3. キーテナント（ホテル、デパート、スーパー etc.）の撤退
    - ― 日本の経済不況の進展
  - 4. 都道府県、市町村の再開発事業への意欲の減退
    - (1) 市町村（公共団体）施行の減少
    - (2) 組合施行についての後見的役割の減退、放棄
  - 5. 再開発組合の債務増大が顕在化
    - (1) 再開発組合の解散不能
    - (2) 再開発組合の破綻、破産
  - 6. 再開発ビルや再開発ビルの駐車場を管理する三セクの破綻、破産
  - 7. 公的資金投入の是非論
    - (1) [積極論] 駅前事業は重要な公共事業だから支援すべき。
    - (2) [消極論] 赤字拡大の事業に公的資金投入はナンセンス。
      - ⇒ 市長、市会議員のスタンス 市議会での争い激化
  - 8. 住民訴訟の恐怖
    - (1) 日韓高速船補助金訴訟（広島高判平成13年5月29日判時1756号66頁）
    - (2) ゴルフ場予定地高額買収訴訟（大阪高判平成15年2月7日）「ポンポン山訴訟」
  - 9. 理事の個人責任（連帯保証責任）の顕在化
- 第2 再開発問題についての坂和の基本スタンス
- 1. 大阪駅前再開発問題－『苦悩する都市再開発』
    - ⇒ 都市再開発法の規定する市街地再開発事業の独立採算性の問題点の研究
  - 2. 阿倍野再開発訴訟
    - ⇒ 二種事業の事業計画決定の争訟可能性および原告適格
  - 3. モノレール訴訟
    - ⇒ 行政の都市計画決定、事業計画決定の（不）合理性＝裁量権の範囲
  - 4. 『岐路に立つ都市再開発』での再開発の分析
    - ⇒ 事業完了の133地区をパソコンで入力し、・土地・人・金・床の視点から分析
  - 5. 阪神大震災後の1995・3・17都市計画決定の妥当性と問題点
    - 都市計画決定は必要。しかるになぜ大反発を受けたのか。その分析が必要。
    - ⇒ 行政と住民との都市計画決定をめぐる対立の原因とその克服の途をさぐる。
  - 6. 芦屋中央地区での震災復興土地区画整理事業のあり方とまち協の現実
    - 中心市街地での区画整理の困難性、施行者の官僚性、能力不足を痛感。
- 第3 再開発事業の再構築の必要性
- 第4 平成13年1月 市街地整備研究会中間とりまとめ
- 第5 PFI法の活用
- 第6 関西再開発研究会からの提言（その1）平成12年6月
- 第7 関西再開発研究会からの提言（その2）平成13年6月
- 第8 （社）再開発コーディネーター協会からの提言 平成15年5月
- 第9 軽装備再開発事業について（上記提言の背景） 平成15年8月22日

## 第2章 久居駅前再開発の検証

- 第1 久居再開発とは
- 第2 久居再開発の問題点と解決のための方向性
- 1. 保留床の売れ残り（売却できず）
  - 2. 銀行の借入金の返済不能
  - 3. 再開発組合が解散できない
  - 4. 三セク（久居都市開発株）が機能しない
  - 5. 駅前ビルとしての賑わいが無い
  - 6. 市議会の調査不足、方向性の誤り
  - 7. 参加組合員（株三交不動産）の問題
  - 8. キーテナントの問題
  - 9. 事業の主体、責任者は誰か
- 第3 調停申立の意義 ―― 久居再開発の問題点を明確にして解決の方向性を提示
- 第4 終わりに

## 第3章 津山市再開発問題

- 第1 前提および背景
- 第2 津山再開発組合の問題点
- 1. 組合の収支悪化
  - 2. 解決策の模索
  - 3. 県の組合解散スキームに対する組合内部での意見対立
  - 4. 役員解任（再26条） ―― 日本で初めてのケース
- 第3 再開発組合の破産申立（平成14年1月24日）⇒ 却下（平成14年5月10日）
- 第4 津山街づくり株式会社（三セク）の経営破綻問題と公的資金投入
- 第5 全国共通の問題（三セクの破綻と公的資金投入）

## 第4章 川西市再開発問題

- 第1 背景
- 第2 債務弁済協定調停申立
- 第3 意義

## 第5章 阿倍野市再開発訴訟とその後の展開

- 第1 最判平成4年11月26日（判例地方自治108号59頁）の画期的意義
- 1審 大阪地判昭和61年3月26日（判時1215号25頁）
  - 2審 大阪高判昭和63年6月24日（判時1283号21頁）
- いわゆる土地区画整理事業についての「青写真判決」（最判昭和41年2月23日）以降、事業計画決定の処分性を否定する傾向が固まっていたが、当判決は、以下の理由により、二種事業の事業計画決定の処分性を初めて認めたもの。
- ① 事業計画決定は土地収用法上の事業認定と同じ法律効果をもつ。
  - ② 地区内の所有者等は地区内に残留するか転出するかの選択が余儀なくされる。
- ⇒ 争訟成熟性を認め、従来の処分性概念を拡大した（?）。
- 第2 大阪市と地元住民間の確認書（平成5年5月）
- 上記判決により、原告側の主張が認められ大きな成果が出たが、実質的な審理はこれからスタート。しかし、これまでの経過を踏まえ、関連する訴訟につき訴えの取下げを含む合意。官民一体となって、

十分な話し合いをしながら再開発事業を進めていくことになった。

⇒ しかし、バブル経済崩壊により、再開発事業は遅々として進まず、  
大阪市の事業は事実上大きく頓挫。

### 第3 外資系企業の参加表明（平成13年9月）

1. 核テナントとなる予定であったそごうがダウンし、平成9年に出店を断念。  
大阪市は平成13年3月に、延べ床面積を約300,000㎡、高層ビルを36階に  
縮小する新計画を公表。

2. 平成13年9月、アメリカの不動産投資信託最大手サイモン・プロパティ・  
グループが阿倍野再開発事業に参加を表明。欧米の百貨店やスーパー、映画館  
などとオフィスの複合施設とする大型ショッピングセンターを建設、2006年  
～2008年の開業を目指す。

⇒ 具体的な有力候補の出現により、宙に浮いていた事業が動き始めた。

### 第4 巨額の赤字の発表（平成13年11月）

大阪市の試算により、バブル期に土地取得費用が増加し、その後のバブル経済崩壊  
による不動産価格の下落の影響で約1350億円の赤字となることが発覚。

⇒ 今後24年間で約2000億円の補てんが必要。

### 第5 事業の縮小決定（平成14年5月）

核テナント予定のそごうの撤退、需要全体の低迷を踏まえて、平成6年の  
事業計画決定（延べ床面積416,000㎡）を約3分の2の（延べ床面積289,300㎡）  
に縮小し、63階建てビルも31階建てのビルに変更。

### 第6 今後の展開 —— 進むも地獄、退くも地獄

1. かつての原告団の一人から現在の管理処分案受け入れの是非をめぐる相談を受ける。  
⇒ 大阪市の提示する管理処分案は到底受け入れられない。その調整のため協議中。  
情勢は波乱含みで訴訟も視野に入っている。

2. 事業の規模を縮小したとは言え、先行き不透明の不況の中、外資系企業の意向  
による運用にも不安が残り、事業を進めれば赤字がさらに拡大する可能性がある。  
⇒ 真剣に「事業中止」の大英断を検討すべきではないか。権利者への多額の  
補償問題が発生するが、見通しのないまま事業を続けるマイナスよりも、  
途中撤退、敗戦処理をするマイナスの方が小さいのではないか

### 第7 事業計画の見直しへ（平成15年5月）

1. 平成15年5月21日 平成14年度事業会計が約24億円の赤字となることが発覚

2. 〃 5月23日 サイモン・プロパティ・グループの進出計画が白紙へ  
（大阪市の提示した信用保証条件と折り合いつかず）

3. 〃 5月27日 大阪市が再開発事業計画を見直す方針を表明

⇒ 阿倍野再開発事業のすべてをさらけ出して、全国ネットでのシンポジウムや  
勉強会を開催する等、広くアイデアを集めるための新しい試みをする必要が  
あるのではないか

## 第7編 坂和流映画評論編

- ・野田進、松井茂記 編著『シネマで法学』（平成12年 有斐閣ブックス）
- ・石田佳治 著『シネマでロー』（平成9年 東京リーガルマインド）
- ・坂和章平 著『SHOW-HEY シネマルームⅠ』（平成14年 新日本法規出版）
- ・坂和章平 著『SHOW-HEY シネマルームⅡ』（平成15年 オール関西）

### 第1章 まじめな問題提起

第1 「金融腐蝕列島・呪縛」を考える

第2 「プライベート・ライアン」と「梟の城」に見る「公と私」

第3 陪審映画あれこれ —— 「12人の怒れる男たち」、「12人の優しい日本人」

### 第2章 アメリカ映画を考える

第1 平成15年アカデミー賞候補作にみる論点

1. 「ギャング・オブ・ニューヨーク」の論点  
①宗教、②ギャング、③南北戦争、④アメリカの民主主義、  
⑤ニューヨーク（9・11テロ）

2. 「シカゴ」に見る論点

①1920年代（禁酒法時代）、②酒、舞台、女（セックス）、スキャンダル、  
③アメリカ映画

3. 「戦場のピアニスト」に見る論点

（「聖なる嘘つき その名はジェイコブ」、「ライフ・イズ・ビューティフル」参照）

①ナチスドイツのユダヤ人虐殺  
②1939年9月1日ナチスドイツ、ポーランドへ侵攻  
③ショパンの「ノクターン」とベートーベンの「月光」の対比

第2 アメリカの法廷サスペンスものの面白さ

「ワイルドシングス」、「レインメーカー」、「ザ・ファーム法律事務所」、  
「ペリカン文書」、「依頼人」、「評決のとき」、「陪審員」

第3 アメリカ映画に見る法律問題

「エリン・ブロコピッチ」、「2番目に幸せなこと」、「パッチ・アダムス」、  
「アイ・アム・サム」、「インサイダー」、「ザ・ハリケーン」、  
「ライフ・オブ・デビッド・ゲイル」

第4 アメリカ映画に見る民主主義、社会問題

「マジェスティック」、「ジョンQ」、「アバウト・シュミット」、  
「コンフェッション」

第5 世界の「憲兵」としてのアメリカ

1. 007シリーズ「ダイ・アナザー・デイ」

（1962年の第1作から20年、40作目）

①米ソ冷戦（1960年代）、②1963年ケネディ暗殺、

③1964年フルシチョフ失脚

2. ベトナム戦争の名作

「ワンス&フォーエバー」、「地獄の黙示録」、「プラトーン」、

「7月4日に生まれて」

3. 世界の「憲兵」としてのアメリカ —— 「エネミーライン」、「9デイズ」

4. スーパー・ヒーロー —— 「コラテラルダメージ」、「トゥームレイダー2」、  
「チャールズ・エンジェル・フルスロットル」

5. その他 —— 「13デイズ」、

「トータルフィアーズ」、「K19」

### 第3章 日中の歴史と日中戦争を考える

第1 歴史的流れ

・1931年9月18日 柳条湖事件 ・1957年 毛沢東大躍進運動

・1936年 西安事件 ・1966年 文化大革命

- ・ 1945年 日本敗戦
- ・ 1945年～ 国共内戦
- ・ 1949年 中華人民共和国成立
- ・ 1976年 毛沢東死亡（革命第1期終わる）
- ・ 1989年 天安門事件
- ・ 2003年3月 第4世代（胡錦濤）への権力移行

第2 「宋家の三姉妹」

第3 「活きる」、「さらば、わが愛／霸王別姫」

第4 五味側純平原作「戦争と人間」日活3部作（1970、1971、1973年）

第5 劇団四季ミュージカル「異国の丘」、「李香蘭」

第4章 日本映画

第1 日本映画に見る法律問題 —— 「13階段」、「39（刑法第三十九条）」、「黒い家」

第2 日本映画にみる社会問題 —— 「突入せよ！あさま山荘事件」、「GO」、「宣戦布告」、「凶器の桜」、「KT」、「化粧師」

第3 日本のヤクザ映画

- ・ 「新仁義なき戦い／謀殺」
- ・ ヤクザ映画の系譜（1960年代）
  - 高橋英樹「男の紋章」、高倉健「網走番外地」と「昭和残侠传」、藤純子「緋牡丹博徒」
- ・ 実録路線への転換 —— 菅原文太「仁義なき戦い」（広島ヤクザ抗争）
- ・ 暴対法の施行
- ・ 山口組顧問弁護士 山之内幸夫

第4 復活！日本映画 —— 日本映画に惚れ直し  
「たそがれ清兵衛」（日本アカデミー賞総なめ）、「千と千尋の神隠し」、「壬生義士伝」、「スパイ・ゾルゲ」、「ドッベルゲンガー」、「ゲロッパ」

第5章 名作の多い中国映画

「春の惑い（小城の春）」、「北京ヴァイオリン」、「たまゆらの女」

第6章 元気な韓国映画

「シュリ」、「JSA」、「ボイス」、「二重スパイ」

第7章 アジア映画等にも注目

「カンダハール」（イラン・仏映画）、  
「裸足の1500マイル」（オーストラリア映画）

第8章 「誇大宣伝」（？）映画に踊る日本人

「ハリー・ポッター」、「ロード・オブ・ザ・リング」

第9章 『法律と映画』（企画案）

テーマ	映画
第1 ヤクザの抗争を考える	実録「安藤組」「ゴッドファーザー」 「ロード・トゥ・パーディション」 「ギャング・オブ・ニューヨーク」
第2 死刑制度を考える	「13階段」 「ライフ・オブ・デビッド・ゲイル」
第3 日本の金融再生を考える	「金融崩壊列島・呪縛」
第4 映画にみる核戦争の危機	「トータルフィアーズ」「K19」「13デイズ」「宣戦布告」
第5 2重処罰の禁止（憲法39条・刑事訴訟法337条とは）	「ダブルジョバディ」
第6 心神喪失＝無罪を考える（刑法39条）	「39（刑法39条）」
第7 保険金詐欺を考える	「黒い家」
第8 映画にみる憲法上の権利としての表現の自由	「失楽園」「ケイルズ」 「マジスティック」「小林多喜二」
第9 親権を考える	「アイアムサム」「2番目に幸せなこと」「クレイマー・クレイマー」
第10 在日韓国人の差別、在留許可を考える	「GO」「ディープブルーナイト」 「ヒマラヤ核に降る雪」「ホテル」
第11 訴訟の当事者は誰か？どうやって養成されるのか？	
第12 陪審制度を考える	「評決のとき」「陪審員」「相続人」 「依頼人」「12人の怒れる男たち」 「12人のやさしい日本人」
第13 「内部告発」の是非を考える	「インサイダー」
第14 弁護士は博識でなきゃダメ！	「HERO（英雄）」
第15 セックスレスは離婚の原因か？	「アイズ フロイド シャット」 中国映画「春の惑い（小城の春）」
第16 ストーカーは犯罪か？	「バニラ・スカイ」「6月の蛇」
第17 男と女の権限－お互いを「よく」知ることの是非を考える	「キリング・ミー・ソフトリー」 「トーク・トゥー・ハー」
第18 昔はよかった日本人！	「千年の恋～ひかる源氏物語」
第19 今こそ必要「パニックルーム」？	「パニックルーム」
第20 情報の大切さは古今東西を問わず	「聖なる嘘つき その名はジェイコブ」 「ライフ イズ ビューティフル」 「異国の丘」「宣戦布告」 「サウンド オブ サイレンス」 「エニグマ」
第21 日本の医療保険制度を考える！	「ジョンQ」「W;t（ウィット）」
第22 職業に直結しない？しかしカリスマ美容師はあこがれの的	「化粧師」「交渉人」
第23 親子の扶養の義務と愛情	「鶴山節考」「海辺の家」 「息子の部屋」
第24 法律上の常識と世間の常識のズレ	「嵐を呼ぶ男」

第10章 映画評論家弁護士坂和章平(?)デビュー(?)  
産経新聞大阪府下版「That's ナニワのエンタメ」  
平成15年11月からスタート予定(月1回)

## 第8編 政策編

### 第1章 土地バブルの発生と崩壊

西村吉正著『金融行政の敗因』(平成11年 文藝春秋)

#### 第1 土地バブルの発生

#### 第2 1985(昭和60)年は大きな節目

大前研一著『質問する力』(平成15年 文藝春秋)

#### 第3 バブル全盛期の都市問題

#### 第4 バブル崩壊のメカニズム

#### 第5 不良債権の処理

#### 第6 金融再生の動き

1. 平成9年1月 財政構造改革会議発足(議長橋本総理)
2. 平成9年11月 第2次金融危機
3. 金融再生関連法成立
4. 平成11年10月 第2次小淵内閣発足
5. 平成11年9月~10月 映画 金融腐食列島「呪縛」上映
6. 平成12年2月 越智通雄金融再生委員長更迭、谷垣禎一金融再生委員長に交代
7. 平成11年12月 金融再生委員会発足1年 破綻処理と公的資金投入
8. 平成12年7月 金融庁発足(金融監督庁と大蔵省の金融企画局が結合)
9. 小泉内閣後(平成13年4月~)
- (1) 平成13年12月 改正金融再生法成立(平成14年1月施行)
  - ⇒ 整理回収機構(RCC)の機能拡充
    - ・不良債権を「時価」で買取
    - ・買取入札参加
    - ・再生可能な場合は「速やかな再生に努める」ことを明記
    - ・買い取った債権は「可能な限り3年をメド」に処分
- (2) 平成14年2月 不良債権3兆8000億円(金融庁発表)
  - ⇒ 政府の総合デフレ対策
- (3) 平成14年4月 ペイオフ一部解禁
  - ⇒ 平成17年4月から全面解禁
- (4) 平成14年4月 金融庁の特別検査公表
  - ⇒ 不良債権問題の正常化に光?
- (5) 平成14年9月 日銀、銀行保有株買取へ(政府内には賛否両論)
  - 〃 柳沢金融相の更迭、竹中経済財政相が金融相を兼務
- (6) 平成14年10月 金融緊急対応戦略プロジェクトチームの発足
  - ⇒ 民間メンバー5名を含み「竹中色」が濃い。
  - 〃 金融再生プロジェクト(竹中プラン)発表
- (7) 平成15年4月 産業再生機構発足
- (8) 平成15年6月 りそなホールディングスに約2兆円の公的資金を投入決定
  - ⇒ 3回目の投入でトータル3兆円。

## 第2章 金融ビッグバン(銀行・保険)

### 第1 金融ビッグバンとは

### 第2 保険(生命保険、損害保険)

金融ビッグバン、保険(料率)自由化の認識

### 第3 銀行金融メガ再編(金融大統合)平成11年10月~

### 第4 金融機関、損保の破綻

## 第3章 行政改革

### 第1 世直し

### 第2 行政改革の足取り

### 第3 平成13年4月 小泉内閣成立

## 第4章 地方分権法の成立とまちづくり法

### 第1 地方分権の歴史的経過

### 第2 地方分権推進委員会が目指したもの

### 第3 地方分権法の概要

### 第4 機関委任事務制度の廃止と新たな事務区分等

### 第5 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等

### 第6 都市計画の分野における地方分権

### 第7 住民訴訟改正について

### 第8 住民投票の是非

### 第9 地方分権の現局面

1. 平成14年6月 小泉総理が「三位一体」改革を指示
  - ①税源移譲、②地方交付税見直し、③補助金削減
2. 平成14年10月 地方分権改革推進会議の最終報告
  - ⇒ 中途半端、地方分権改革推進会議の迷走
3. 平成15年6月 舞台は経済財政諮問会議へ
  - ⇒ 財務省(塩川大臣) v s 総務相(片山大臣) v s 官庁の三すくみ
  - ⇒ 「骨太の方針・第3弾」の中身は?

## 第9編 小泉改革と小泉都市再生

### 第1章 小泉内閣の発足と小泉改革の到達点

参考:五十嵐敬喜、小川明雄著『「都市再生」を問う』(平成15年 岩波新書)

#### 第1 平成13年4月 自民党総裁選(橋本 v s 小泉) —— 小泉純一郎選出

⇒ 小泉内閣発足、80%の支持率

#### 第2 聖域なき構造改革

1. 経済財政諮問会議(骨太の方針 6月21日)(竹中平蔵経済財政担当相)
  - ① 不良債権の早期(2、3年)処理
  - ② 財政構造改革(歳出の見直し、国債発行を30兆円以下に)
  - ③ 経済の再生(IT国家の足固め) etc.
2. 行政改革・規制改革(石原伸晃行革担当相)
  - 特殊法人、認可法人の改革・廃止
  - ⇒ 特殊法人等改革推進本部中間まとめ(6月22日)
  - 163の特殊・認可法人のうち157法人について統廃合、民営化

―― 日本道路公団など

### 3. 地方分権

地方交付税の見直し・財源移譲

### 4. 公共事業ビッグバン（大改革）

国土交通省独自案発表（平成13年6月21日）

- ⇒ ① 大規模ダム事業は実施計画調査の新規着手を凍結  
② 高速道路の未事業化区間は採算性を精査し、整備手法を見直し  
③ 約800の事業を再評価、進ちょくの見込みがない場合は中止  
道路特定財源の一般財源化

### 第3 日中、日韓、日米、米中、中台の外交関係緊張化

- ① 日中（台湾李登輝ビザ問題、セーフガード問題、ODA—政府開発援助—問題、領土問題、教科書問題、靖国参拝問題）  
② 日韓（教科書問題、靖国参拝問題）  
③ 日米（戦域ミサイル防衛—TMD構想問題、基地問題、集团的自衛権）  
—— 映画「パールハーバー」の上映  
④ 米中（軍用機接触事故、台湾への潜水艦売却）  
⑤ 中台（軍事演習—軍事行動の可能性）

### 第4 国際関係緊張化

- アメリカの同時多発テロ発生（平成13年9月11日）  
アフガン空爆（平成13年10月8日）  
イラク戦争（平成15年3月20日～5月1日）  
G8エビアン・サミット（平成15年6月1日～3日）  
中東和平三者協議（平成15年6月4日）

### 第5 検討の論点

- ① テロか戦争か  
② 文明の衝突か  
③ 日本の役割は  
④ 憲法は、自衛隊は  
—— 周辺事態、有事関連3法（平成15年6月6日成立）  
イラク新法（今国会にて成立を目指す方針）  
⑤ 政治家・国民は役割を果たしているか

### 第6 小泉改革の現状

1. 平成13年7月29日 参議院選挙で自民党圧勝、  
2. 平成14年9月30日 柳沢金融担当相更迭 ⇒ 竹中経済財政相が兼任  
3. 平成15年5月17日 りそなホールディングスへの公的資金投入（竹中ショック）  
⇒ デフレ経済不況の克服は  
4. 平成15年9月20日 自民党総裁選挙の結果  
・小泉圧勝 ・青木+森+堀内応援 ・野中広務引退  
・橋本派分断 ・派閥弱体化 ・若手候補擁立不発  
5. 小泉第2次改造内閣の発足（平成15年9月22日）  
・山崎 拓 幹事長から副総裁へ  
・安倍晋三 幹事長抜擢（49才）  
・竹中平蔵 金融大臣・経済財政担当大臣留任  
・石原伸晃 国土交通大臣就任  
6. 平成15年11月9日（日）予定の衆議院総選挙の行方は？  
小泉自民党 v s 菅+小沢合併民主党（小選挙区制+2大政党制）  
7. 論点  
①デフレ克服、景気回復、株価  
②道路公団民営化  
③年金、保険、消費税  
④郵政民営化  
⑤日本丸の行方は？

## 第2章 小泉改革をどう評価するか

### 第1 小泉改革の政治的側面

#### 1. 自民党との確執

##### (1) 細川内閣

自民党政治を打破することによって生活者優先の政治、政官財のトライアングルの打破を目指す。

##### (2) 小泉内閣

「自民党という政権与党の中だからできる」というスタンス

- ① 自民党内での勢力基盤が弱い小泉内閣による都市再生が成功するためには、国民の高い支持と、自民党抵抗勢力（従来の公共事業依存型、利益誘導型、国債依存型）による横ヤリの排除が不可欠。  
② 細川内閣が「八頭立ての馬車」に乗った不安定な連立政権だったのと同じく、小泉内閣もこのような綱渡り的な政権。しかし「政局」うまい。したたか！  
③ 派閥弱体化（小選挙区制+2大政党制）

#### 2. 公共事業をめぐる確執

- (1) 公共事業の削減（10%カット、3%カット）  
(2) 道路特定財源の見直し  
(3) 都市再生等重点7分野への予算導入  
⇒ メリハリ予算実現をめぐる確執  
(4) 「ミスター公共事業」亀井静香の動きなど  
(5) 政治抗争、権力闘争であることの認識

#### 3. 道路公団改革をめぐる確執

### 第2 経済的側面

1. 経済不況（デフレ）の克服は可能か  
⇒ 景気対策か財政再建か（二者択一は正しいか？）  
2. 不良債権の処理  
3. 国債発行の30兆円枠の維持  
4. 国際競争力（日本国債の格付け下落、外資の攻勢）

### 第3 法的側面

1. マンション管理適正化推進法（平成13年12月成立、同年8月施行）  
2. 都市再生特別措置法（平成14年3月成立、同年6月施行）  
3. 都市再開発法の改正（平成14年3月成立、同年6月施行）  
4. 土地地区画整理法の改正（平成14年3月成立、同年6月施行）  
5. マンション建替え円滑化法（平成14年6月成立）

### 第3章 小泉都市再生への期待とその危険性

#### 第1 都市再生本部の発足

1. 都市再生本部発足（平成13年5月）
  - ― 構造改革の一貫としての都市再生
- 小泉首相が本部長に就任
  - ― 所信表明演説（平成13年4月26日）  
「都市の再生と土地の流動化を通じて都市の魅力と国際競争力を高めていく」
2. 地方vs都市という構図の心配
3. 都市再生の具体論
  - (1) 21世紀型都市再生プロジェクト（平成13年6月14日）― 東京集中
  - (2) 都心部の公務員宿舍敷地を民間に売却 ―大規模再開発 ―容積率の緩和
  - (3) 六本木ヒルズの完成（平成15年4月）
4. 都市再生特別措置法の制定（平成14年6月）

#### 第2 総合規制改革会議 ― 規制改革の基本方針（平成13年7月24日）

- (1) 都市再生について
  - ① 不動産市場の透明性の確保
  - ② 都市に係る各種規制の見直し
    - 容積率に係る制度の見直し
    - 合意形成ルールの明確化等による市街地再開発事業の迅速化
    - 市街地再開発事業の施行区域要件の見直し等
  - ③ マンション建替えの円滑化
- (2) 経済特区については、経済財政諮問会議においても並行して検討が続いている。

#### 第3 小泉都市再生の特徴

- (1) 官から民へ
- (2) スピードと時限性
- (3) 多数決原理の尊重
- (4) 都市再生「特区」― 思い切った発想（差別化）とその政策化
  - ① 石原慎太郎都知事「東京都にカジノの設置を」
  - ② 経済特区
  - ③ 規制緩和特区
2. 中曽根アーバンルネッサンスとの異同
3. 賛成派、反対派

### 第10編 司法改革編

#### 第1 背景

司法改革とは

- ①明治、②戦後と並ぶ第3の変革期（日経新聞1998年11月24日）

2割司法とは

紛争解決の手段として司法は期待される2割程度しか機能していないということ

#### 第2 経過（司法制度改革審議会の審議）

##### 1. 平成11年7月 司法制度改革審議会設置（13名の委員）

- (1) 目的 ・2割司法からの脱皮
  - ・国民にとって身近で利用しやすい制度に
  - ・法曹一元（弁護士から裁判官へ）
  - ・陪審、参審制（グリシャムのリーガル・サスペンス映画と対比）

##### (2) 構成 ・佐藤幸治委員長（憲法）、中坊公平弁護士も委員

##### 2. 平成13年6月 最終意見書を内閣府へ提出（2年間にわたる審議）

- (1) 基本理念は、①制度的基盤の整備、②人的基盤の拡充、③国民的基盤の確立という3つの柱を掲げ、国民の意識を「お上」への統治客体から統治主体に転換することを前提として、その転換を促すこととしている。
  - ⇒ 国民に利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法
  - ・一般国民が刑事裁判に裁判官と共に加わる「裁判員」制を導入
  - ・平成16年度から法科大学院をスタート
  - ・平成22年ごろに司法試験合格者数を現在の3倍の年間3000人に
  - ・民事訴訟の審理期間をおおむね半分に
  - ・弁護士報酬を敗訴者が払う制度を一部導入
  - ・被疑者に対する公的弁護制度を導入
  - ・検察審査会の一定の議決に拘束力

##### (2) その後の展開

司法制度改革推進本部（総理大臣を本部長に、全閣僚をメンバーに。

顧問会議と事務局を置く）を、平成13年内に設置し、3年以内の関連法の成立を目指す。

#### 第2 最近の動向（司法制度改革推進本部）（平成13年12月設置）

##### 1. 法科大学院 ― 人的基盤の拡充

平成14年11月 「法科大学院関連法案」成立

平成15年6月 設置認可申請締切

平成16年4月 スタート（大学間の競争激化）

##### 2. 裁判迅速化（平成15年1月「裁判迅速化法案」国会提出）

― 制度的基盤の整備

##### (1) 現在の状況

民事事件で約11,000件、刑事事件の被告人数で260人以上が、

1審判決が出るまでに2年以上の時間を要している。

⇒ 10年以内にすべての裁判の1審判決を2年以内に出すことを目標とする「裁判迅速化法案」を国会に提出

##### (2) 問題点

迅速さを目指し、スピード訴訟優先の訴訟指揮が横行するなどの懸念

⇒ 法整備だけでなく、裁判官の人員増員や法廷外での紛争解決手続を充実を図るなどの方策により、裁判の充実化も合わせて実現しなければならない。

##### 3. 裁判員制度（平成15年3月11日試案発表）― 国民的基盤の確立

##### (1) 裁判員制度の意義と形態

国民の意見や社会常識を裁判に反映させるため、有権者から無作為に選ばれる国民が裁判官と協力して、有罪か無罪を決め量刑まで判断する。

ドイツの参審員制度とアメリカの陪審員制度の折衷ともいえる日本独自のシステム。

##### (2) 試案の要旨

①裁判員と裁判官の構成比

②裁判員の選任と確保

③報道のあり方

何人も裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはならず、報道機関は、

裁判員らに事件に関する偏見を生じさせないよう配慮しなくてはならない。

## 第1編 社説、コラム編

### 第1章 社説・主張

1. 日本経済新聞 平成15年5月18日 『経済再生、韓国に学ぶ』
2. 毎日新聞 平成15年5月2日 『ホームレス団体250人集結』
3. 毎日新聞 平成15年5月2日 『企業再建はゴーン氏に学べ』
4. 朝日新聞 平成15年6月11日 『瞬時に把握 次の手直観』

### 第2章 コラム

#### 第12編 問題提起編

##### 第1章 都市問題検討の視点

###### 第1 都市問題と政治（政策）・経済・社会・文化との関連性

⇒ 日本の民主主義や政治・経済の動向のチェックが不可欠

###### 第2 日本の都市法体系の不十分性の確認

1. 日本の都市法体系は複雑かつ難解  
都市法体系、まちづくり法体系の根本的見直し必要  
⇒ 都市法の体系化・シンプル化（法律の統廃合）
2. 法律以外の要綱・通達の占めるウェイト大（国民には理解不能）
3. マンションの建替え、都市の更新（再開発）などのテーマに立法措置が後追い（日本的風土）  
⇒ 都市再開発は、（可能なところ）で可、「必要なところ」では不可  
⇒ 法の不備を反省し、その再編に取り組む必要あり。

##### 第3 見つけ直しの視点

1. 構造改革、規制緩和、都市再生、地方分権など言葉が一人歩き。内実の議論不十分
2. 土地所有権（論）まちづくりとは？土地利用とは？  
都市計画とは？規制とは？etc. の本質論の議論不十分  
—— その都度、つけ焼き刃的に対処
3. 住宅金融債権管理機構（平成9年7月）中坊公平弁護士のスタンス  
(1) 不良債権回収のため、あらゆる法的手段を駆使（借り得は許さない）  
(2) スピード、効率、現場主義 ⇔ 旧日本型システムと正反対  
藤井良広著『中坊公平の闘い』（上）・（下）  
（日経ビジネス人文庫・平成13年）を参照

##### 第4 司馬遼太郎の遺訓

- (1) 『土地と日本人』（中公文庫）（対談）  
「土地は国民の共有物だという大思想が日本に生まれる必要性」
- (2) 風塵抄『日本に明日をつくるために』産経新聞平成8年2月12日（逝去当日）  
「住専の問題がおこっている。日本国にもはや明日がないようなこの事態に、せめて公的資金でそれを始末するのは当然なことである」  
「その始末の痛みを通じて、土地を無用にさわるのがいかに悪であったかを（略）国民の一人一人が感じねばならない。でなければ、日本国に明日はない」
- (3) 『坂の上の雲』 —— 是非読んでほしい

## 第2章 戦後58年の日本国のシステムは機能しているか？

### 第1 戦後58年の歴史を考える

—— 日中戦争、日米戦争から現在を考える

- ・1931年9月18日 柳条溝事件
- ・1941年12月8日 パールハーバー
- ・1945年8月15日 日本敗戦
- ・1951年9月8日 サンフランシスコ講和条約

### 第2 日本の政治を考える

戦後58年間の自民党的体質（土建国家、利益誘導、公共事業依存）の反省と克服の必要性

⇒ 構造改革の必要性 ⇔ 知事連合に期待（？）

### 第3 憲法、自衛隊、有事立法を考える

### 第4 経済と金融を考える

1. バブル崩壊 —— デフレ不況
2. 地価対策
3. リソな銀行破綻 —— 竹中ショック

### 第5 司法制度を考える

1. 戦後58年の日本の法体系の見直しと司法制度改革の必要性
2. 政治改革、行政改革に続く司法制度改革は現実化するのか？
3. 法曹人口の増員、ロースクール、裁判員制度、裁判の迅速化など

### 第6 戦後の民主主義を考える

観客民主主義、問題点先送り体質、集団無責任体制の立て直しはできるのか（憲法、集団的自衛権の見直し問題に注目）

### 第7 閉塞ニッポンをどうするか

1. 戦後58年の今日、日本の政治、行政、司法をはじめ、経済、教育、防衛、文化、倫理などすべての分野で閉塞状態  
⇒ 制度の改革と価値観の転換が必要  
⇒ 小泉総理や中曽根康弘元総理、石原慎太郎都知事、田中康夫長野県知事、北川正恭元三重県知事らの発言・行動をどう評価するか
2. 政治的、経済的に日本の国際的地位が後退する中、すべての日本国民に日本をどう舵取りするかが問われている（cf.救国会議9人委員会の「救国の提言」）

## 第3章 まちづくり法は機能しているか？

### 第1 改正都市計画法（平成12年、平成14年）はどこまで定着するか

32年ぶりの改正が「都市化社会」から「都市型社会」への移行という社会状況の変化をふまえたものという国民の共通認識を形成できるか？

### 第2 まちづくり法を官僚（国土交通省）の手から国民のものにする必要性

1. あまりにも複雑、難解 ⇒ 国民にわかるまちづくり法の必要性
2. 政令、要綱、通達による官僚指導の改善の必要性

### 第3 再開発事業の問題点の克服は可能か？

1. 都市再開発法および再開発事業の問題点とその克服の方向の研究（メニュー）は十分になされている。克服のためのキーワードも豊富（病巣は明らかとなり治療方針もほぼ確立している）。  
⇒ 研究発表されている各種のメニューを1つずつ実施するだけで十分。
2. 毎年の法改正、制度改正により対症療法的に少しずつは改善している。

3. しかし、予想以上にバブルの克服、不良債権処理が長引き、平成不況の克服ができない。  
この間、予想もしなかった、デパート、スーパーや銀行の倒産まで発生、構造改革のできていない業種、業態は青息吐息。  
⇒ 日本丸、日本株式会社自体の危機、国際的競争力の低下、が現実化
  4. 従って、再開発事業に限定した技術上の対症療法だけでは、もはや無理。  
抜本的に日本経済が元気にならないとどうしようもない状態。
  5. そのためには、官から民への移行と政治主導が必要。マスコミのあり方の問題  
も含めてリーダーシップをもった指導者が必要。小泉総理は救世主か(？)
- 第4 都市計画、再開発の分野での大胆な改革の必要性
1. 都市計画決定の廃止・変更のルール必要性  
(1) 都市計画決定をしたまま放置しているもの多い  
⇒ これは問題の先送りだけ  
(2) 必要な補償をしても実現不可能な事業を廃止する必要あり  
(3) 奈良、西大寺の再開発中止の英断を注目
  2. 現在、事実上破綻している再開発について早急に不良の実態を明らかに  
する必要あり  
(1) 事実上破綻して破産状態にあるもの多い(かつての不良債権と同じ)  
(2) 大蔵省が不良債権の実態を把握しておりながら公表しなかったことが、  
その処理を誤らせた  
⇒ 不良再開発事業の実態を把握している国土交通省はそれを公表すべき  
⇒ その上で公的資金を投入して救済するのか、切り捨てるのかの基準を  
明確に国民に示すべき  
(3) 不透明かつ場当たりの処理は大局を誤らせる
  3. 再開発の現場毎の事業収益の状況、採算状況を公表するシステム  
(第三者による監査を含む)の必要性  
(1) 再開発の独立採算制といってもその実態把握は難しい  
(2) 大阪駅前事業、安倍野事業の採算状況把握できず  
⇒ それではダメ。再開発は公的事业だから収支はわかりやすく公表すべき  
(事業完了後の固定資産税の増収分、雇用拡大による経済効果なども入れ込んで)  
(3) また、第三者による監査やコメントも議論のために必要
- 第5 夢、まちづくり
1. 東京のまちづくり
    - ・六本木ヒルズオープン(平成15年3月25日)
    - ・新幹線品川駅開業(平成15年10月1日)
  2. 大阪のまちづくり
    - ・中之島まつり
    - ・水都大阪のまちづくり
    - ・御堂筋の活性化(日曜、祝日も人の集まるまちに)
    - ・なんばパークス開業(平成15年10月6日)
    - ・梅田北ヤード再開発(24ha)スタート
  3. 中国のまちづくり
    - ・長安の都市計画
    - ・北京のまちづくり  
2008年オリンピックに向けて「再開発進む北京」  
補償金わずか ―― 焼身自殺
    - ・平成15年11月北京旅行
  4. 朝日新聞「夢を追う」連載予定  
―― 大阪のまちづくりについて坂和コメント予定
- 第6 なぜ弁護士として都市問題・土地問題に関与するのか
- ①日本の政治・経済を見る大きなバロメーター
  - ②日本の民主主義を考える大きなバロメーター
  - ③日本のあらゆる法体系を考えるよき教科書
  - ④理念と現実とのバランスを考えるよきテーマ
  - ⑤「法的専門家かつ実践者」たる弁護士のテーマとして最適

以 上